

令和3年度 指導結果

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
【北区】			
白川学園 ((福)白川学園)	文書による指摘事項はありません。	令和3年10月8日	—
聖ヨゼフ整肢園 ((福)聖ヨゼフ会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年10月5日	—
ひなどり学園 ((福)白川学園)	1事業所内相談支援加算(Ⅰ)について 指定児童発達支援事業所等が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対して当該障害児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 ついては、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 2延長支援加算について 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 ついては、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年10月8日	1 改善済 2 改善済
ひばり学園 ((福)聖ヨゼフ会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年10月5日	—
麦の穂学園 ((福)聖ヨゼフ会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年10月5日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
【上京区】			
うさぎ園 (京都市)	個別支援計画について 計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うとともに、通所給付決定保護者及び障害児に対し、計画について説明し文書によりその同意を得ること。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年8月19日	改善済
こぐま園 ((福)京都基督教福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年8月19日	—
【左京区】			
ポッポ ((福)京都総合福祉協会)	個別支援計画について 計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うとともに、通所給付決定保護者及び障害児に対し、計画について説明し文書によりその同意を得ること。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年8月5日	改善済
【東山区】			
むくの木園 ((福)平安養育院)	個別支援計画について (1) 計画の作成に当たり通所給付決定保護者及び障害児に対し、計画について説明し文章によりその同意を得ること。 (2) 児童発達支援管理責任者は、計画を作成した際には当該計画を保護者に交付すること。 (3) 計画の作成後、モニタリングを行い、その結果を記録するとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うとともに、通所給付決定保護者及び障害児に対し、計画について説明し文書によりその同意を得ること。 については、一部の児童に対して個別支援計画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないことから、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年8月31日	改善済

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
【西京区】			
洛西愛育園 ((福)京都基督教福祉会)	1個別支援計画について 通所給付決定保護者及び障害児に対し、個別支援計画について説明し文書によりその同意を得ることなくサービス提供が行われている事例を確認した。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 2事業所内相談支援加算(Ⅰ)について 指定児童発達支援事業所等が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対して当該障害児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定している事例を確認した。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 3欠席時対応加算(Ⅰ)について 障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に所定単位数を加算できるが、記録がないにもかかわらず加算を算定している事例を確認した。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年10月26日	1 改善済 2 改善予定 3 改善済
【伏見区】			
京都府立桃山学園 ((福)京都府社会福祉事業団)	文書による指摘事項はありません。	令和4年3月25日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導実施日等	改善状況
空の鳥幼稚園 ((福)イエス団)	1家庭連携加算について 指定児童発達支援事業所等が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 2事業所内相談支援加算(Ⅰ)について 指定児童発達支援事業所等が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対して当該障害児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和3年10月1日	1 未改善 2 未改善
【深草支所】			
きらきら園 ((福)京都総合福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年10月12日	—